議案第121号

長岡市原子力災害対策除排雪体制充実・強化基金条例の制定について

長岡市原子力災害対策除排雪体制充実・強化基金条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

新潟県から交付される原子力災害対策重点区域除排雪支援交付金を活用し、原子力災害時における冬期の住民避難の円滑化を図るため、除排雪体制の充実及び強化に必要な財源を確保することを目的として、新たに基金を設置するもの

長岡市原子力災害対策除排雪体制充実・強化基金条例

（設置）

第１条　原子力災害時における冬期の住民避難の円滑化を図るため、除排雪体制の充実及び強化に必要な財源を確保することを目的として、長岡市原子力災害対策除排雪体制充実・強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、整理するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(1)　除雪機械及び除雪関連設備の整備及び更新に係る事業

(2)　消融雪施設その他除排雪施設の整備及び更新に係る事業

(3)　除排雪業務を担う人材の確保及び育成に係る事業

(4)　ＩＣＴその他先進技術を活用した除排雪体制の高度化に係る事業

(5)　前各号の事業のほか、除排雪体制の充実及び強化のため市長が必要と認める事業

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第122号

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

人事院規則の改正を踏まえ、大規模災害時における災害活動手当の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うもの

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年長岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（災害活動手当） 第６条　（略） ２　前項の手当の額は、次に掲げる額とする。 (1)～(4)　（略） (5)　前項第５号の作業 ア　前項第５号の作業に従事する区域の全部又は一部について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）がある場合　当該作業に１日につき2,880円 イ　アの場合以外の場合　当該作業１日につき1,440円	（災害活動手当） 第６条　（略） ２　前項の手当の額は、次に掲げる額とする。 (1)～(4)　（略） (5)　前項第５号の作業 ア　前項第５号の作業に従事する区域の全部又は一部について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）がある場合　当該作業に１日につき2,160円 イ　アの場合以外の場合　当該作業１日につき1,080円

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第123号

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

国の制度に準拠した早期退職募集制度を導入することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年長岡市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第３条　（略） ２　前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第２項並びに第５条第１項及び第２項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第11条の２第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第15条第１項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第１項第１号から第３号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第７条の４第４項において	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第３条　（略） ２　前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第２項並びに第５条第１項及び第２項において同じ。）又は死亡によらず、 その者の都合により退職した者（第15条第１項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第１項第１号から第３号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第７条の４第４項において

「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）	（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）
第４条　11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの又は第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づく勤務所の移転により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給	第４条　11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又は任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。） 又は25年未満の期間勤続し、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づく勤務所の移転により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給

料月額（以下「退職日給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	料月額（以下「退職日給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
２　（略）	２　（略）
（整理退職等の場合の退職手当の基本額）	（整理退職等の場合の退職手当の基本額）
第５条　地方公務員法第28条第１項第４号の規定による免職の処分を受けて退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者、第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第２号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの又は第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第16項	第５条　組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者　又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又は任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務所の移転により退職した者

第３号に規定する退職すべき期日に退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。	に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　（略）	２　（略）
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）	（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）
第５条の３　第５条第１項に規定する者（25年以上勤続して退職した者のうち、地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第５条第１項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第５条の３　第５条第１項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づく勤務所の移転により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表　（略）	表　（略）
（退職の理由の記録）	（勧奨の要件）
第６条の２　任命権者は、第４条第１項に規定する者のうち11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たものに限る。）及び第５条第１項に規定する者のうち25年以上勤続して退職した者（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たものに限る。）の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。	第６条の２　勧奨を受けて退職した者に係る当該勧奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。
（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）	
第11条の２　任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。	
(1)　職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集	
(2)　職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集	
２　任命権者は、前項の規定による募	

集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。	
(1)　前項各号の別	
(2)　第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間	
(3)　募集する人数	
(4)　募集の期間	
(5)　募集の対象となるべき職員の範囲	
(6)　募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨	
(7)　第９項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続	
(8)　第12項の規定による通知の予定時期	
(9)　第７項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数	
(10)　募集に関する問合せを受けるための連絡先	
(11)　その他規則で定める事項	

3　任命権者は、募集実施要項に前項第５号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に１を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第１項第２号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。	
4　任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。	
5　任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。	
6　任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。	
7　任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。	

8　任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。	
9　次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第３号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。	
(1)　第２条第２項の規定により職員とみなされる者	
(2)　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者	
(3)　第２項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者	
(4)　地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第２号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者	
10　前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならな	

い。

11　任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第２項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1)　応募が募集実施要項又は第９項の規定に適合しない場合

(2)　応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3)　応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある

場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合	
(4)　応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合	
12　任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。	
13　任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。	
14　任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第３号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著	

しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15　任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合は、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16　認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失う。

(1)　第15条第１項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2)　第22条第１項又は第２項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3)　募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前２号に掲げるときを除く。）。

(4)　地方公務員法第29条の規定に

よる懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。	
(5)　第９項の規定により応募を取り下げたとき。	
17　任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。	
附　則	附　則
１～17　（略）	１～17　（略）
18　当分の間、第５条第１項に規定する者のうち、第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第２号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者又は25年以上勤続して退職した者であって、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの若しくは第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職したものに対する第５条の３及	18　当分の間、第５条第１項に規定する25年以上勤続し任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に対する第５条の３及

び第７条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第１号及び第２号に掲げる医師及び歯科医師にあっては65歳とし、同項第３号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第５条の３の表の第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表の第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第１号及び第２号に掲げる医師及び歯科医師にあっては65歳とし、同項第３号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。	び第７条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第１号及び第２号に掲げる医師及び歯科医師にあっては65歳とし、同項第３号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第５条の３の表の第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表の第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第１号及び第２号に掲げる医師及び歯科医師にあっては65歳とし、同項第３号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき」とする。
19　当分の間、第５条第１項に規定する者のうち、第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第２号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者又は25年以上勤続して	19　当分の間、第５条第１項に規定する25年以上勤続し任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者

退職した者であって、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの若しくは第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職したもの（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「６月前」とあるのは「０月前」とする。	（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「６月前」とあるのは「０月前」とする。
表　（略）	表　（略）
20　当分の間、第４条第１項に規定する者のうち11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（第11条の２第11項に規定する認定（同条第１項第１号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第３号に規定する退職すべき期日に退職した者に限る。）に対する第11条の２の規定の適用については、同条第１項第１号中「定年」とあるのは前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ同表の右欄に掲げる字句と、「15年」とあるのは「10年」とし、第５条第１項（25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28	20　当分の間、第５条第１項（25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28

条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）に規定する者に対する第５条の３及び第11条の２の規定の適用については、第５条の３本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ同表の右欄に掲げる字句と、「15年を」とあるのは「10年を」と、第11条の２第１項第１号中「定年」とあるのは同表の左欄に掲げる者の区分に応じ同表の右欄に掲げる字句と、「15年を」とあるのは「10年を」とする。	条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）に規定する者に対する第５条の３の規定の適用については、第５条の３本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第５条の３本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。
21　当分の間、第５条第１項に規定する者（地方公務員法第28条第１項第４号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって附則第19項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表の第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項	21　当分の間、組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第19項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表の第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項

第２号の項並びに第７条の３の表の第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の２」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の２を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	第２号の項並びに第７条の３の表の第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の２」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の２を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
22　当分の間、第５条第１項に規定する者（地方公務員法第28条第１項第４号の規定による免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって附則第19項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表の第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表の第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の２」とあるのは、「100分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。	22　当分の間、組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第19項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第５条の３及び第７条の３の規定の適用については、第５条の３の表の第５条第１項の項、第５条の２第１項第１号の項及び第５条の２第１項第２号の項並びに第７条の３の表の第７条の項、第７条の２第１号の項及び第７条の２第２号の項中「100分の２」とあるのは、「100分の２を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第124号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

信条小学校を中之島中央小学校へ、十日町小学校を上組小学校へ、宮本小学校を青葉台小学校へ、日吉小学校を脇野町小学校へそれぞれ統合することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例

（長岡市立学校設置条例の一部改正）

第１条　長岡市立学校設置条例（昭和39年長岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第１条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>別表第１（第１条関係）<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>（略）
〃　十日町</td><td>（略）
〃　十日町1220番</td></tr><tr><td>小学校
（略）
〃　宮本小</td><td>地
（略）
〃　宮本町１丁目</td></tr><tr><td>学校
（略）
〃　信条小</td><td>甲67番地の１
（略）
〃　中条新田92番</td></tr><tr><td>学校
（略）
〃　日吉小</td><td>地
（略）
〃　鳥越甲420番</td></tr><tr><td>学校
（略）</td><td>地
（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

（長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例）

第２条　長岡市立学校使用条例（平成17年長岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以

下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第４条関係）
１　（略）
２　運動場使用料（使用１回につき）
<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th colspan="3">屋内運動場</th><th colspan="3">屋外運動場</th></tr>
<tr><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
</table>
３　（略）
</td><td>
別表（第４条関係）
１　（略）
２　運動場使用料（使用１回につき）
<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th colspan="3">屋内運動場</th><th colspan="3">屋外運動場</th></tr>
<tr><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td>長岡市立十日町小学校</td><td>1,200円</td><td>1,400円</td><td>900円</td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td>長岡市立宮本小学校</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>800円</td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td>長岡市立信条小学校</td><td>1,200円</td><td>1,500円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
<tr><td>長岡市立日吉小学校</td><td>1,300円</td><td>1,600円</td><td>900円</td></tr>
<tr><td colspan="7">（略）</td></tr>
</table>
３　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和10年４月１日から施行する。ただし、第１条中長岡市立学校設置条例別表第１の改正規定（〃　　十日町小学校、〃　　宮本小学校及び〃　　日吉小学校の項を削る部分に限る。）及び第２条中長岡市立学校使用条

例別表の改正規定（長岡市立十日町小学校、長岡市立宮本小学校及び長岡市立日吉小学校の項を削る部分に限る。）は、令和11年４月１日から施行する。

議案第125号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

提案理由

三島学校給食共同調理場から新たに宮本小学校に、川口学校給食共同調理場から新たに岡南小学校にそれぞれ給食を配食すること、並びに黒条小学校に学校給食共同調理場を新たに設置し、黒条小学校及び新組小学校に給食を配食することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>長岡市黒条学校給食共同調理場</td><td>長岡市高見町400番地</td></tr><tr><td>長岡市上組学校給食共同調理場</td><td>長岡市豊詰町227番地</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>（業務）
第３条　長岡市黒条学校給食共同調理場、長岡市上組学校給食共同調理場、長岡市旭岡学校給食共同調理場、長岡市中之島学校給食共同調理場、長岡市越路学校給食共同調理場、長岡市三島学校給食共同調理場、長岡市和島学校給食共同調理場、長岡市栃尾学校給食共同調理場、長岡市与板学校給食共同調理場及び長岡市川口学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）は、次の業務を行</td><td>（名称及び位置）
第２条　学校給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>長岡市上組学校給食共同調理場</td><td>長岡市豊詰町227番地</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>（業務）
第３条　長岡市上組学校給食共同調理場、長岡市旭岡学校給食共同調理場、長岡市中之島学校給食共同調理場、長岡市越路学校給食共同調理場、長岡市三島学校給食共同調理場、長岡市和島学校給食共同調理場、長岡市栃尾学校給食共同調理場、長岡市与板学校給食共同調理場及び長岡市川口学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）は、次の業務を行</td></tr>
</table>

う。 (1)～(5)　(略) （管轄） 第４条　共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。	う。 (1)～(5)　(略) （管轄） 第４条　共同調理場が管轄する学校は、次のとおりとする。

共同調理場の区分	管轄する学校
長岡市黒条学校給食共同調理場	長岡市立黒条小学校 長岡市立新組小学校
長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市立上組小学校 長岡市立石坂小学校 長岡市立太田小学校 長岡市立山古志小学校 長岡市立太田中学校 長岡市立山古志中学校
（略）	
長岡市三島学校給食共同調理場	長岡市立宮本小学校 長岡市立脇野町小学校 長岡市立日吉小学校 長岡市立三島中学校
（略）	

共同調理場の区分	管轄する学校
長岡市上組学校給食共同調理場	長岡市立上組小学校 長岡市立石坂小学校 長岡市立太田小学校 長岡市立山古志小学校 長岡市立太田中学校 長岡市立山古志中学校
（略）	
長岡市三島学校給食共同調理場	 長岡市立脇野町小学校 長岡市立日吉小学校 長岡市立三島中学校
（略）	

長岡市川口学校給食共同調理場	長岡市立岡南小学校 長岡市立川口小学校 長岡市立川口中学校	長岡市川口学校給食共同調理場	 長岡市立川口小学校 長岡市立川口中学校

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第126号

長岡市ゲートボール場条例の廃止について

長岡市ゲートボール場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

長岡市小国ゲートボールコート及び長岡市北曽根ゲートボール場の廃止に伴い、条例を廃止するもの

長岡市ゲートボール場条例を廃止する条例

長岡市ゲートボール場条例（平成17年長岡市条例第86号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第127号

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部改正について

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

利用者負担の適正化を図るため、費用徴収の基準を改正するもの

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例（平成17年長岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第３条関係）
１　高齢者に対するサービス
<table><tr><th>福祉サービスの名称</th><th>費用徴収の基準</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>短期集中レベルアップ事業</td><td>１回につき　<u>450円</u></td></tr><tr><td>筋力向上トレーニング事業</td><td>１回につき　<u>300円</u></td></tr><tr><td>生活サポート事業（委託分）</td><td>１時間につき　<u>800円</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>備考　（略）
２　（略）</td><td>別表（第３条関係）
１　高齢者に対するサービス
<table><tr><th>福祉サービスの名称</th><th>費用徴収の基準</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>短期集中レベルアップ事業</td><td>１回につき　<u>400円</u></td></tr><tr><td>筋力向上トレーニング事業</td><td>１回につき　<u>250円</u></td></tr><tr><td>生活サポート事業（委託分）</td><td>１時間につき　<u>500円</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table>備考　（略）
２　（略）</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表１の規定は、施行日以後の福祉サービスの提供に係る費用の徴収から適用し、施行日前の福祉サービスの提供に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

議案第128号

長岡市越路ふれあいの家条例の廃止について

長岡市越路ふれあいの家条例を廃止する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

長岡市越路ふれあいの家の廃止に伴い、条例を廃止するもの

長岡市越路ふれあいの家条例を廃止する条例

長岡市越路ふれあいの家条例（平成17年長岡市条例第45号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第129号

長岡市景観条例の一部改正について

長岡市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市景観条例の一部を改正する条例

長岡市景観条例（平成28年長岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（届出の適用除外） 第14条　法第16条第８項第12号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(3)　（略）	（届出の適用除外） 第14条　法第16条第７項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(3)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第130号

長岡市火災予防条例の一部改正について

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

提案理由

国の通知を踏まえ、飲食店等が調理で使用する排気ダクト等の適切な管理について、所要の改正を行うもの

長岡市火災予防条例の一部を改正する条例

長岡市火災予防条例（昭和37年長岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第18条　（略） ２　（略） ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第18条　（略） ２　（略）
（固体燃料を使用する器具） 第19条　（略） ２　（略） ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第19条　（略） ２　（略）
（気体燃料を使用する器具） 第20条　（略） ２　（略） ３　気体燃料を使用する調理に用いる	（気体燃料を使用する器具） 第20条　（略） ２　（略）

器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。	
（電気を熱源とする器具） 第21条　（略） ２　（略） ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第21条　（略） ２　（略）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第131号

和解について

令和８年８月17日に長岡市大島本町３丁目の一般国道351号で発生した道路パトロール車と軽乗用車の接触事故について、原因者と次のとおり和解をするものとする。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

１　和解する相手方
　市内在住者

２　和解事項
(1)　相手方は、長岡市に対し、損害の賠償金として金438,691円を支払うものとする。
(2)　長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

議案第132号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

認　　定　　調　　書

路線名	起点 終点	重要な経過地	幅員(m) 延長(m)	摘要
黒条246号線	高見町字浦田1067番地先		2.4～4.9	図１ ア～イ
	高見町字浦田1070番１地先		64.6	
黒条247号線	高見町字浦田1057番地先		2.3～2.8	図１ ウ～エ
	高見町字浦田1083番１地先		55.7	
日越413号線	喜多町字鐙潟413番６地先		6.0～13.1	図２ ア～イ
	喜多町字鐙潟472番１地先		97.9	
関原283号線	関原一丁目字稲葉759番６地先		6.0～16.0	図３ ア～イ
	関原一丁目字稲葉759番14地先		68.2	
青葉台146号線	陽光台四丁目1379番201地先		8.0～15.3	図４ ア～イ
	陽光台四丁目1379番209地先		123.4	

変　　更　　調　　書

旧新別	路線名	起点 終点	重要な経過地	幅員(m) 延長(m)	摘要
旧	黒条92号線	黒津町字東田261番地先 黒津町字東田259番地先		1.9～6.7 73.8	図１ オ～カ
新	黒条92号線	黒津町字東田272番１地先 黒津町字東田273番１地先		6.1～6.7 35.2	図１ オ～キ (38.6m廃止)
旧	黒条93号線	高見町字浦田1067番１地先 黒津町字下村666番１地先		2.0～13.5 716.2	図１ ア～ク
新	黒条93号線	黒津町字西田255番１地先 黒津町字下村666番１地先		2.5～13.5 161.4	図１ ケ～ク (554.8m廃止)
旧	黒条94号線	高見町字浦田1057番１地先 黒津町字下村1807番２地先		2.3～19.1 708.5	図１ ウ～コ
新	黒条94号線	黒津町字西田250番１地先 黒津町字下村1807番１地先		2.6～19.1 197.8	図１ サ～コ (510.7m廃止)
旧	黒条96号線	高見町字浦田1146番地先 黒津町字東田434番地先		2.2～6.6 1,080.2	図１ シ～ス
新	黒条96号線	高見町字畑直422番地先 黒津町字東田434番１地先		3.6～6.6 99.5	図１ セ～ス (980.7m廃止)
旧	黒条100号線	高見町字畑直987番１地先 高見町字浦田990番地先		3.0～7.7 191.3	図１ ソ～タ
新	黒条100号線	高見町字畑直987番１地先 高見町字浦田1045番１地先		3.3～7.5 14.9	図１ ソ～チ (176.4m廃止)

変　　更　　調　　書

旧新別	路線名	起点 終点	重要な経過地	幅員(m) 延長(m)	摘要
旧	黒条101号線	高見町字畑直967番１地先 高見町字浦田403番地先		2.3～4.1 129.9	図１ ツ～テ
新	黒条101号線	高見町字畑直967番１地先 高見町字浦田972番地先		2.3～4.1 69.9	図１ ツ～ト (60.0m廃止)

廃　　止　　調　　書

路線名	起点	重要な経過地	幅員(m)	摘要
	終点		延長(m)	
黒条95号線	高見町字浦田1102番地先		2.0～5.2	図１ ナ～二
	高見町字浦田995番地先		690.2	
越路778号線	千谷沢字鳥越4382番１地先		1.6～8.0	図５ ア～イ
	千谷沢字鳥越4976番地先		507.0	

議案第133号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
総合支援・高等総合支援学校冷暖房設備改修工事	冷暖房設備工事　一式	477,180,000円	長岡市柳原町３番地12 長岡総合・今井設備総合支援・高等総合支援学校冷暖房設備改修特定共同企業体

議案第134号

特定事業契約の締結について

次のとおり契約を変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

事 業 名	事業内容	契約金額	契約期間	契約の相手方
長岡ニュータウン運動公園整備・管理運営事業	長岡ニュータウン運動公園野球場の設計及び建設並びに運営及び維持管理	変更前 次の１及び２の合計額 １　設計及び建設業務に係る金額 1,727,000,000円 ２　運営及び維持管理業務に係る金額 1,152,300,000円 に物価変動等による増減額を加えた額 変更後 次の１及び２の合計額 １　設計及び建設業務に係る金額 1,866,973,900円 ２　運営及び維持管理業務に係る金額 1,152,300,000円 に物価変動等による増減額を加えた額	令和７年３月27日から令和25年３月31日まで	長岡市喜多町1078番地１ ＭＣＭフェニックスグループ

議案第135号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路改良工事 （市道越路191号線ほか）	道路改良 延長　　282.8m 幅員　11.2～15.0m 変更前 擁壁工(185m) 排水構造物工(828m) 路盤工(車道)(2,980㎡) 路盤工(歩道)(1,490㎡) 防護柵工(333m) 道路付属物施設工(462m) 置換工(2,500㎥) 仮設工(一式) 変更後 擁壁工(189m) 排水構造物工(836m) 路盤工(車道)(3,308㎡) 路盤工(歩道)(1,550㎡) 防護柵工(338m) 道路付属物施設工(456m) 置換工(2,500㎥) 仮設工(一式)	変更前 383,969,300円 変更後 468,384,400円	長岡市千秋２丁目2788番地１ 越後交通工業・白井組７道整補第２号道路改良特定共同企業体

議案第136号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

品　種	品　　名	契約金額	契約の相手方
物　品	スポットクーラー　51台 ポータブル電源　　51台	21,978,000円	長岡市千場２丁目４番１号 株式会社大新産業

議案第137号

財産の無償譲渡について

次のとおり無償で財産を譲渡する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

１　財産の表示

名　称	数　量
ケーブル	44,540m
クロージャー	363個
本柱、支柱、支線	25本

２　無償譲渡の目的

山古志地域光伝送路設備の民間移行に伴う譲渡

３　無償譲渡の相手方

埼玉県さいたま市浦和区常盤５丁目８－17

ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部

４　譲渡日

令和９年３月31日

議案第138号

財産の無償譲渡について

次のとおり無償で財産を譲渡する。

令和８年12月１日提出

長 岡 市 長　　磯　　田　　達　　伸

１　財産の表示

名　称	所在地	構　造	数　量
旧伝染病院隔離病舎	長岡市千秋２丁目297番地１	鉄骨鉄筋コンクリート造り平家建て	485.50㎡

２　無償譲渡の目的

所有関係の整理に伴う譲渡

３　無償譲渡の相手方

東京都港区芝大門一丁目１番３号

日本赤十字社

４　譲渡日

令和９年４月１日

議案第139号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第２の４の項中「、湯沢町」を削る。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市古志高原スキー場
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	令和９年４月１日から令和11年３月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

施設の名称	長岡市自然休養地四季の里古志
指定する団体	株式会社山古志観光開発公社
指定の期間	令和９年４月１日から令和11年３月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市おぐに森林公園
指定する団体	一般社団法人長岡スケートボード委員会
指定の期間	令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市えちご川口温泉
指定する団体	株式会社ノブサーズ
指定の期間	令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

施設の名称	長岡市次世代農業推進拠点施設
指定する団体	あぐらって長岡共同企業体
指定の期間	令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市川口体験交流センター
指定する団体	フレンドシップ木沢
指定の期間	令和９年４月１日から令和12年３月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市大杉公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

議案第147号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市巴ヶ丘自然公園
指定する団体	山﨑・小川共同企業体
指定の期間	変更前 令和６年４月１日から令和９年３月31日まで 変更後 令和６年４月１日から令和10年３月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市斎場、長岡市小国斎場、長岡市与板無憂苑斎場、長岡市寺泊斎場、長岡市栃尾斎場及び長岡市川口斎場
指定する団体	富士建設工業株式会社
指定の期間	変更前 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで 変更後 令和４年４月１日から令和10年３月31日まで

議案第149号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市栃尾産業交流センター
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	変更前 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで 変更後 令和４年４月１日から令和11年３月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市道の駅ルート２９０とちお
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	変更前 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで 変更後 令和４年４月１日から令和11年３月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第６項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

施設の名称	長岡市営大手口駐車場、長岡市営表町駐車場、大手通り地下駐車場及び長岡市営長岡駅大手口北自転車駐車場
指定する団体	日本パーキング株式会社
指定の期間	変更前 令和７年４月１日から令和９年３月31日まで 変更後 令和７年４月１日から令和10年３月31日まで

報告第26号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

専決第６号　契約の締結について

専決第６号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年10月30日

長岡市長　　磯　　田　　達　　伸

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
江陽中学校校舎等大規模改造電気設備工事	電気設備工事　一式	変更前 336,600,000円 変更後 347,932,200円	長岡市宝１丁目 １番地１ 久保誠・良電社江陽中学校校舎等大規模改造電気設備特定共同企業体

報告第27号

専決処分の報告について

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、議会の委任により指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年12月１日提出

長岡市長　　磯　田　達　伸

専決第７号　契約の締結について

専決第７号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年10月30日

長岡市長　　磯　田　達　伸

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
長岡ニュータウン運動公園サッカー場人工芝張替工事	人工芝張替工事　一式	変更前 252,439,000円 変更後 258,894,900円	長岡市寺泊松沢町9353番地14 中元組・テック柏長岡ニュータウン運動公園サッカー場人工芝張替特定共同企業体